

令和7年度

函館市まちなか住宅建築取得費補助金

函館駅前・大門地区で住宅を新築または購入^{※1}する方に
200万円^{※2}を補助します。

※予算には上限があります（令和8年度まで実施予定）

主な要件

対象者

- 1 自らが居住するため新たに住宅とその敷地を取得する方^{※3}
- 2 住宅・敷地の取得に関する他の補助金等の交付を受けていない方

住宅^{※4}

- 1 一戸建ての住宅、または、一戸建ての住宅と店舗等を兼ねるもの（住宅部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの）
- 2 居住の用に供する部分^{※5}の床面積が75㎡以上
- 3 次のいずれかに該当するものであること
 - (1) 工事の着手が昭和56年（1981年）6月1日以後
 - (2) 耐震診断により耐震基準を満たしていることを確認済
 - (3) 耐震改修の実施により耐震基準に適合させる

敷地

- 1 補助対象区域を含むものであること
- 2 面積^{※6}が100㎡以上

- ※1 建売住宅のほか、中古住宅も対象。
- ※2 住宅とその敷地を取得（新築または購入）するための費用（＝取得費）の1/2の額が200万円に満たない場合は、補助金の額は取得費の1/2の額となります。また、過去にこの補助金の適用を受けたことのある住宅や当該住宅の敷地は補助の対象外。
- ※3 R4.4.1以後に当該住宅の敷地を取得した方が、住宅のみを取得する場合も対象。
- ※4 増築や、改修、用途の変更などを実施して要件を満たすものも補助の対象。
- ※5 住宅の部分のうち、車庫と倉庫以外の部分。
- ※6 建築基準法の道路とみなされる部分の面積を除く。

補助対象区域



併用可能な補助金制度

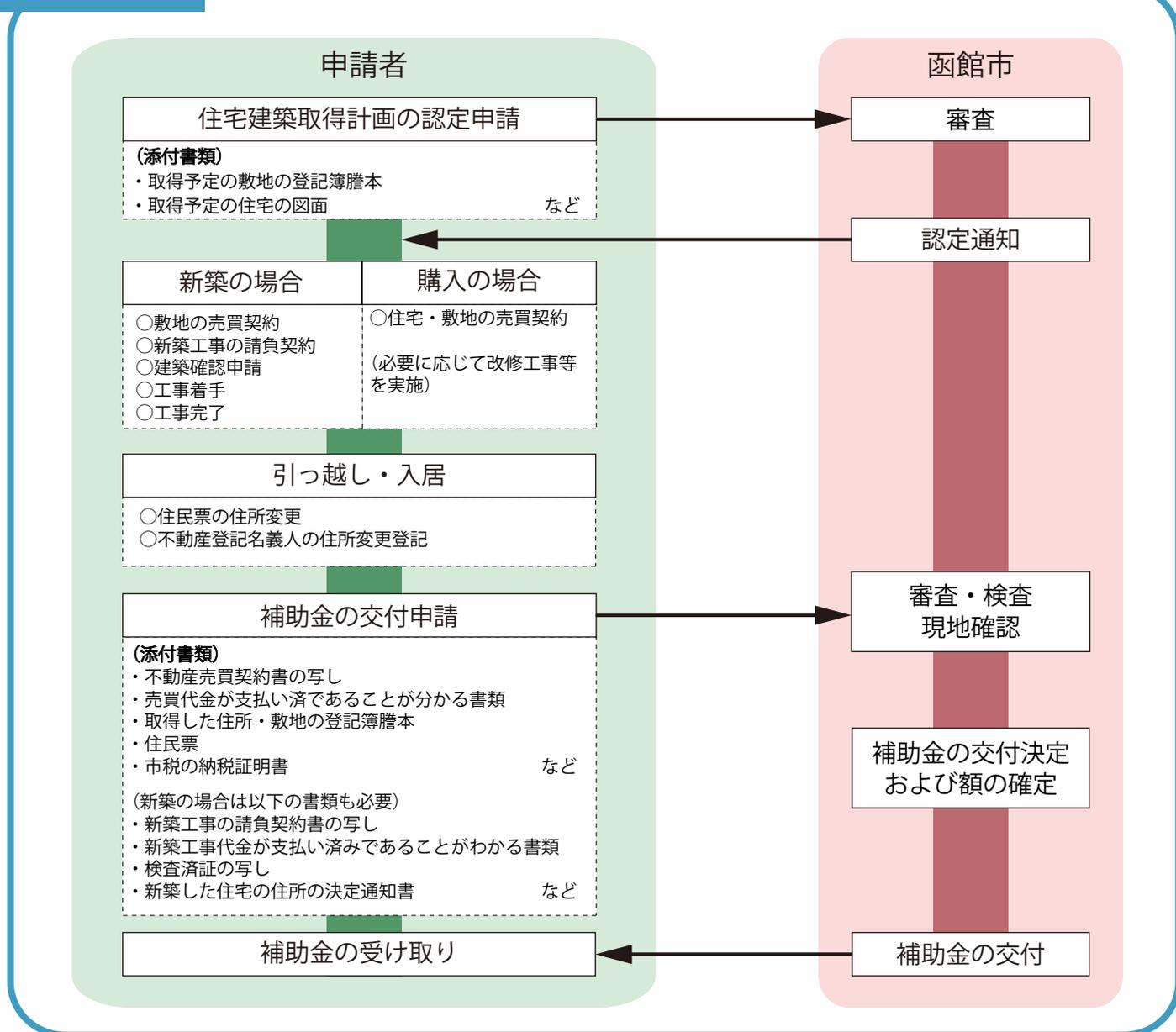
- 函館市空家等除去支援補助金 【都市整備課】
(空家を解体し、住宅を新築する場合など)
- 函館市空家等改修支援補助金 【都市整備課】
(移住者が空家を取得し、改修する場合など)
- 函館市住宅リフォーム補助金 【住宅課】
(中古住宅を取得し、リフォームする場合など)
- 函館市木造住宅耐震診断支援事業補助金 【建築行政課】
(中古住宅の売主等が、耐震診断をする場合など)

融資に【フラット35】地域連携型(地域活性化)を利用する方は、当初5年間の金利優遇措置(年▲0.25%)を受けることができます。また、家族構成や住宅の性能によっては更に金利が引き下げられ、6年目以降も優遇措置が受けられる場合があります。(上限：年▲1.0%)

【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。

【フラット35】に関するお問い合わせ先
住宅金融支援機構 北海道支店 地域連携グループ
011-261-8306
営業時間：9:00~17:00(平日のみ)

手続きの流れ



補助の要件や提出書類の詳細については、市のホームページをご覧ください。

<お問い合わせ先>

函館市 都市建設部 都市計画課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話：0138-21-3360 FAX：0138-27-3778

E-mail：toshikeikaku@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市 住宅建築取得費補助金

